

大気汚染・水質汚濁に係る主な不適正事案の概要

社名（業種）	事案の概要	判明の契機	超過した値	行政等の対応
A社 （鉄鋼メーカー）	A社製鉄所防波堤等から、水質汚濁防止法の排水基準に適合しないおそれがある水が流出していたことが判明。 同社は少なくとも <u>5年間以上</u> 、公害防止協定で定めた協定値を超過した測定データを、 <u>協定値内に書き換えて</u> 地方自治体に報告。	海上保安部の捜査	排水基準値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政処分（改善命令、一時停止命令）</li> <li>・公害防止協定に基づく改善指示</li> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> <li>・罰則適用（排水基準違反等）</li> </ul>
B社 （金属メーカー）	工場の排水量実測値が公害防止協定で定めた協定値を超過した実測値を、 <u>協定値内に書き換えて</u> 地方自治体に報告していたことが判明。また、水質汚濁防止法に関しても、排水量の <u>実測値の書換え</u> を行っていた。	県の要請に基づく社内調査	協定値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善、再発防止について行政指導</li> <li>・公害防止協定に基づく改善指示</li> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> <li>・罰則適用（総量規制に係る虚偽記録）</li> </ul>
C社 （建材メーカー）	工場排水の測定を実施せず、 <u>不足していた測定回数を偽って報告</u> していたこと、自動測定器による測定が長期間行われていなかったことが判明。	立入検査	（測定回数不足）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善、再発防止について行政指導</li> <li>・公害防止協定に基づく改善指示</li> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> <li>・罰則適用（総量規制に係る未記録）</li> </ul>
D社（有機製品メーカー）	工場排水の測定について、 <u>不足していた測定回数を偽って報告</u> していたこと、 <u>10年以上実測値を公害防止協定値内に書き換えて</u> 報告していたことが判明。	立入検査	排水基準値（条例による上乘せ基準値） （測定回数不足）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善、再発防止について行政指導</li> <li>・公害防止協定に基づく改善指示</li> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> <li>・罰則適用（総量規制に係る虚偽記録）</li> </ul>
E社（石油精製業）	公害防止協定に基づくばい煙等に係る報告の一部について、 <u>3年間にわたって虚偽の報告</u> をしていたことが判明。 製油所の大気排出ガス濃度測定を外部業者に委託していたが、測定データを地方自治体へ報告の基となる社内報告書に転記する際、現場担当者が <u>データを書き換え</u> 。	立入検査（電気事業法）	排出基準値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> <li>・再発防止について行政指導</li> </ul>
F社 （鉄鋼メーカー）	2つの工場において、公害防止協定で定めた大気排出濃度の <u>協定値を超過した場合の地方自治体への報告義務を3年間以上怠り</u> 、 <u>協定値超過時にばいじん濃度自動記録装置を故意にラインから切り離して記録を欠測として報告</u> していたことが判明。	国の要請に基づく社内調査、事案の一部は立入検査	排出基準値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> <li>・再発防止について行政指導</li> </ul>

G社（電力事業）	発電施設において実施したばいじん濃度測定結果が大気汚染防止法の排出基準値等を超過していたにもかかわらず、実際の値より低く改ざんし報告していたことが判明。 同発電施設において実施した燃焼試験等の過程で、ばいじん濃度データが大気汚染防止法の排出基準値等を超過して運転。	国の指示に基づく点検	排出基準値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> <li>・再発防止について行政指導</li> </ul>
H社（製紙業）	平成16年度から平成19年6月末までの間で、ボイラー1基において硫黄酸化物が延べ3時間、ボイラー3基において窒素酸化物が延べ1,424時間の排出基準超過が判明。 硫黄酸化物、窒素酸化物の排出基準値を超過した場合、その数値をコンピュータ端末により排出基準値以下に書き換え。	社内調査	排出基準値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> <li>・再発防止について行政指導</li> </ul>
I社（製紙業）	測定を外部委託して得られた自主測定値が、それまでの自社分析値に比べ著しく小さかったため、ばい煙測定記録表及び公害防止協定に基づく市への報告値を自社分析値程度になるよう改ざんしていた。	社内調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> <li>・再発防止について行政指導</li> </ul>
J社（電力事業）	排出ガス量の測定結果が電気事業法に基づく届出に記載した値を超過した場合、公害防止協定に基づく報告書に、 <u>届出値内になるよう報告</u> していた。	立入検査	届出値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因調査について行政指導</li> </ul>
K社（製紙業）	市との公害防止協定に基づき、市に報告していた連続測定に係る <u>チャート記録の改ざん（切り貼り及びグラフのねつ造）</u> が確認された。	社内調査	排出基準値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> <li>・再発防止について行政指導</li> </ul>
L社（食肉処理業）	鶏肉を加工する際に出た水や血などを処理する <u>汚水処理施設の一部を長期にわたり適切に稼働させず、施設が能力不足であったため、県の改善勧告を4回にわたり受けたにもかかわらず、設備改善することなく、排水基準を超過した汚水を排出</u> していた。	立入検査	排水基準値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政処分（改善命令）</li> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> <li>・罰則適用（排水基準違反）</li> </ul>
M社（食品メーカー）	食品を製造する際に生じる廃水について、処理されるべき廃水を <u>バイパス排水口等から無処理で排出</u> していた。また、 <u>廃水処理施設の処理能力が、全廃水量を処理する規格に満たなかった</u> 。	警察の捜査	排水基準値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政処分（改善命令）</li> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> <li>・書類送検（処分未決）</li> </ul>
N社（製紙業）	自社において分析した水質データを排水基準値以下に書き換えて県及び市に報告するとともに、県による立入検査・採水時に採水を行う排水口前の地点で <u>排水を河川水で希釈</u> することにより県の分析値が低くなるようにしていた。	社内調査	排水基準値（条例による上乘せ基準値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関係法令の遵守の徹底、再発防止について行政指導</li> <li>・環境保全協定に基づく指導</li> <li>・事業者から改善報告書を受理</li> </ul>